



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

補償基金の創設で今に倍する涙ながそう

首都圏建設アスベスト裁判決起集会・関係企業包囲

首都圏建設アスベスト統一本部は「あやまれ・つぐなえ・なくせアスベスト被害」をスローガンに5月20日、日比谷野外音楽堂で決起集会を開催し、3000人を超える仲間が参加しました。

主催者あいさつで人見大・統一本部長は、「第1陣の提訴から8年、すでに原告の132人が亡くなっている。全国のアスベスト裁判では、4度国の責任を認めさせている。早期に解決を」と述べました。

三浦一男・全建総連委員長からは、「補償基金の確立に向けた署名が131万筆、紹介議員は237人になったことを力に奮闘しよう」との激励と決意表明がありました。政党代表は、佐田玄一郎衆議院議員(自民)・近藤正一議員(民進)・塩川鉄也議員(共産)から連帯のあいさつがありました。

弁護団長の小野寺利孝弁護士は、「アスベスト被害者の身体は、深刻な状況にある。1日でも早く解決をしなければならない。国と企業の責任を追及し、基金を創設させる」と決意を述べました。

続いて原告から発言がありました。千葉の原告は「私は父と兄弟2人をアスベストで亡くしました。どれだけの涙を流したでしょうか。原告のすべての涙は、すごいものです。原告・弁護団・支援する組合が一体となり今に倍する歓喜の涙を流しましょう」と訴え、参加者は大きな拍手で応えました。

3000人の会社包囲で強く団結

1月の京都アスベスト訴訟で「アスベスト含有建材製造企業にも責任がある」という判決もあり、集会后に有力企業会社の包囲行動を予定していました。

お台場にある太平洋セメント本社を3000人で包囲しました(写真)。会社側のガードが固く交渉はできませんでしたが、集まった原告・弁護団・支援組合の強い団結の場となりました。

また、これまで交渉自体を拒否してきたニチアスからは、「役職者も含めて対応する場を設けるので20日の行動はやめてほしい」と事前に連絡があり、別の日に設定しました。



交渉で継続した対話の場を求める

5月31日のニチアス(株)交渉には、原告団の森川順子さん(東京)・平田岩男さん(神奈川)・大坂容子さん(埼玉)・宇田川勝利さん(千葉)をはじめ京都・大阪原告の6人など計16人が参加。ニチアス(株)の役員・顧問弁護士に対して、原告から被害と暮らしの実情・怒りを述べるとともに、この間の「対話拒否」の態度を指摘し、今後の誠実な対応を求めました。また同社の武井俊之・代表取締役社長あての4項目の要請書を手渡しました。交渉は、ニチアスの対話拒否の姿勢を許さず、継続した対話の場を求めるものとなりました。

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部は、全国で裁判闘争をしている仲間と手をたずさえ、アスベストで苦しむ仲間の救済に決意を固めています。

(東京土建一般労働組合 松館 寛)

〈今月号の記事〉

熊本地震共同センター/第3回理事会報告	2面
第2回過労死防止学会	3面
各地・各団体のとりくみ	4~6面
2015年度労災発生状況・相談室だより	7面
非正規で働く仲間の交流集会	8面

熊本地震 被災者本位の生活再建・復興へ全力

被災者支援共同センター奮闘

地震発生から2カ月が経過しました。現地では震度1以上の揺れが170回を超え、地盤が緩んだ状態で梅雨入りしています。熊本県災害対策本部によると6月13日現在、県内の避難者は145カ所に6431人。多くの避難所では、弁当支給が1日1回のままなど環境改善が急がれています。また、住宅被害は14万棟余り。労働局には1万件以上の労働相談が寄せられており、今後、倒産などの増加が懸念されています。

熊本地震被災者支援共同センターは、5月14日、県内の民主団体と労働組合、市民団体が中心となり立ち上げられました。同センターでは、団体間で連携しながら救援と復旧・復興活動に取り組んでいます。2カ月で全国から、延べ170人のボランティアが参加しました。

5月28日～30日には、延べ40人のボランティアが参加。ブロック塀の撤去や家の片づけ、引っ越しの応援、入浴支援など雨が降りしきる中で奮闘しました。避難所2カ所の炊き出しも実施し、「震災後初めて暖かいご飯を食べた」と喜ばれました。また、岐阜民商からはボランティア参加とともに、美濃焼や織部焼の茶碗や湯呑、お皿などの陶器類が2tト



ラックに1台分届けられ、熊本民商の前で無料陶器市を実施。避難所や仮設住宅への移動で食器のニーズが増えてきている状況があり、こちらもたいへん喜ばれています(写真)。

被災者本位の救援・復興、避難所や仮設住宅の問題、川内原発停止についての政府交渉も「いのちネットワーク(旧大運動実行委員会)」として実施しています。

いの健全国センターでは熊本地震救援募金をお願いしています。募金は、支援共同センターに送ります。

振込先：(郵便振込) 00110-0-32140

名義 働くもののいのちと健康を守る全国センター

*通信欄に「地震支援」とお書きください。

第3回理事会

地方センター交流会は来年2月25日・26日に金沢で開催

第3回全国センター理事会が、5月14日・15日に平和と労働センターで開催されました。

開会にあたっての福地理事長からのあいさつで、5月8日に亡くなられた「いの健」全国センター元事務局長の今中正夫さんの功績に触れ、黙祷を捧げました。

各地、各団体のとりくみでは、熊本地震の被災状況の報告、安全衛生活動の報告、裁判・認定闘争など、取り組みの交流をおこないました。前日に労働基準行政検討会のメンバーを中心に行った長時間・夜勤交替制勤務にかかわる厚生労働省交渉や4月20日に行った改正不服審査制度のレクチャーの報告については、内容を深めました。

協議事項では、①4月14日に開催した単産代表者会議について、当日の参加状況や内容についてまとめを行いました。②第12回労安学校の中止について、その経過と各単産・地域の位置付けについて議論し、今後について意見交換を行いました。夏に参議院選挙があり、組合の活動が重なっていたこと

もあるが、現場が厳しくなっており、他の取り組みに比べ労安活動が後回しになってしまっている現状が出されました。「中央労安学校は基礎学習をメインにすべき」「中央カレッジのような参加型の企画の追求を」などの意見が出されました。今後、内容や開催地のあり方について検討していきます。③今後の取り組みとして、地方センター交流会を来年2月25日・26日に金沢で開催すること、アスベスト学習会は首都圏建設アスベスト訴訟を励ます内容で準備し、冬に開催していくことなどを確認しました。④参議院選挙に向け、理事会アピールを確認しました。⑤熊本地震の対応として、「いの健」全国センターとしても支援カンパを呼びかける。全国センターホームページにボランティアで現地に行く際の注意事項を掲載する。被災地からの要請があれば必要な支援を呼びかけることを確認しました。⑥新たな理事として蓮池幸雄さん(神奈川センター)の就任と理事の役割分担を確認しました

(全国センター 仲野 智)

過労死問題を学術・研究の課題として

第2回過労死防止学会

第2回過労死防止学会

5月21日-22日、関西大学千里山キャンパスにて、過労死防止学会が開催されました。昨年5月の結成集会に続いて2回目の開催。2日間を通じて約120人が参加しました。

開会にあたって学会代表世話人の森岡幸二氏より「過労死を学術・研究の課題として取り組んでいきたい。若い人のうつ病が増加し、職場のストレス問題は避けて通れない問題となっている。今日をスタートに、過労死問題について国際的な討議を」とあいさつがありました。

初の国際シンポ

1日目は、「過重労働による健康障害と労働時間規制」をテーマに、日・韓・仏の国際シンポジウムが開催されました。

はじめに「精神医学から見た過労自殺対策と過労死防止法」と題して、代々木病院精神科医の天笠崇氏から報告。オリジナルの調査をもとに、長時間過重労働はどうつ状態のリスクが高くなること、成果主義は確実に長時間労働を生み、労働関連疾患（自殺）につながることを示しました。

2人目のシンポジストは、韓国労働環境健康研究所の任祥赫イムサンヒョク所長。韓国では労働時間がOECD諸国の中で圧倒的に長いこと、過労死・過労自殺の労災認定は、1995年から2004年までは60~70%程度であったが、労災補償保険法改正により基準が厳しくなり、2011年には12.9%となっていることが報告されました。また、長時間労働、ストレス、いじめなどを予防するための法律には罰則規定がなく、守られていないことも課題として指摘されました。

労働強度の増大と作業再編でストレス増

シンポジストの3人目は、フランス国立科学高等研究院のセバスチャン・ルシュバリエ教授です。フランスでは1990年代の後半に週35時間労働制が進んだが、自殺を含む職場の健康問題が増加していると報告がありました。OCEDの統計によると、フランスの年間労働時間は1,473時間、日本の1,729、韓国の2,124時間に比較して少なくなっているものの、労働生産性が、日本40.1、韓国28.9に対してフランス59.5と高くなっています。(GDP：1時間あたりの米ドル)。週35時間法制定以降、「週末



左から天笠・イム・一人おいてルシュバリエの各氏

の概念が拡大し、仕事と個人生活のバランスはよりよいものになったが、労働強度のアップが要求され、35時間労働制対象外の間管理職が在宅勤務を余儀なくされている実態なども報告されました。

グローバル社会における連帯

質疑・討論では、労働法規制の順守状況が話題になりました。韓国では、労働時間の監督をする制度がなく、労働組合、市民団体の取り組みが役割をはたしていることに対し、フランスでは監督官の指導権限が強く、また労働組合の取り組みも強く産業別の協定が労組のない事業場にも適応されるというフランス独自の制度が社会全体への規制力になっている状況も報告されました。

また、3カ国で状況は異なるものの、失業と自殺の関連や低賃金と長時間労働の問題など共通する課題も多く、「過労死」の研究や運動の交流を国際的にも深めていくことの重要性が確認されました。

2日目は、午前が「道路旅客運送業の労働実態と時間規制」「教員の過重労働と公務災害」「ホワイトカラーの労働時間管理」「若者の過重労働」の4つの分科会。午後は「過労死防止法・大綱と労働時間の制限・短縮」をテーマに、岩城稜弁護士(過労死防止全国センター)、西垣廸世氏(過労死家族の会)、秋山正臣氏(全労働)からの報告を受け、全体での討論が行われました。

規制緩和と働き方の問題、在宅労働者・個人事業主についての実態把握が必要ではないかなどの意見が出され、今後の研究課題が示されました。

(全国センター 岡村やよい)

各地・各団体のとりくみ

全国センター 規制緩和による労働実態を考える 安全問題公開学習会

5月14日、「いの健」全国センターは、安全問題学習会「軽井沢バス事故の背景にあるもの」を開催しました。当初、第12回労働安全衛生学校の記念講演として企画していたものですが、学校の中止に伴い、理事会公開学習会と位置づけ広く参加を呼びかけました。参加者は43人でした。

講師は、関西大学の安部誠治教授です(写真)。講演では、運輸産業の事故について1960年代までは重大事故が連続したが現在は減少傾向にあること、しかし、規制緩和以降、安全に対するマージンが極めて低くなっていることが指摘されました。

貸し切りバスでみると、規制緩和により事業者数及びバス車両は激増しているが、1社、1台あたりの営業収入は大きく低下。低賃金が若手運転者不足をうみ、高齢化が健康起因の事故の増加を招いています。事故件数が顕著に増加はしていないが、事故の潜在的危険性は増し、事故に至る要素を減らすこ



とが緊急に求められていると話されました。また、安全性向上の課題として、コンプライアンス意識に欠ける業界全体の構造改革と適切な規制があげられ、具体的には、監査の実効性の確保、参入要件の見直し、運賃収受の適正化などがあげられました。

また、過労死ラインを超えるような残業を認めている改善基準告示(自動車運転者の労働時間などの改善のための基準)の改正がなければ、運転者の安全を守れないことが強調されました。規制緩和に関連してJMITU日本IBM支部等から報告を受け、深めました。(全国センター 岡村やよい)

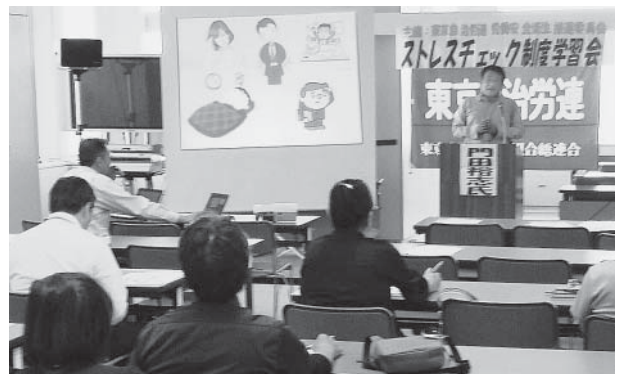
自治労連 共有した情報を職場でいかす ストレスチェック制度学習会

5月22日、東京自治労連労働安全衛生活動推進委員会は都庁大会議室にて、ストレスチェック制度学習会を開催しました。

講演は「いの健」東京センターの門田裕志事務局次長が「ストレスチェック制度 こう実施します」と題して話をしました(写真)。はじめに「ストレスチェック制度は職場の精神疾患のあぶり出しをするものではない。労働者のメンタルヘルス不調の未然防止、一次予防を主な目的としなければならない」ことを強調。そのうえで、ストレスチェック制度の創設に至る経緯、ストレスチェック実施の流れ、回答用紙の回収や医師との面談、プライバシーの問題など、パワーポイントを使用しながら丁寧に説明がありました。

講演後5人が質問。それに対し講師は「ストレスチェック制度は始まったばかり。実施していく中で成功例と失敗例を分析し、それをいかしていくことが大事である」と答えました。

フロア発言では、世田谷区職労からストレスチェックの継続的な実施により「職員の健康づくりのための基本方針」が改正されること、「ハラスメントに関する基本方針」が策定されるなどの成果につい



て報告。また品川区職労からは人員削減をされている品川区の現状、安全衛生委員会の取り組み、ストレスチェック制度の検討状況について報告がありました。多摩市職からは、メンタル不全による病休が顕在化し、ストレスチェックを実施することになった経緯、ストレスチェックにより時間外勤務の状況や有給休暇の取得日数状況が報告されたことなどの話がありました。

最後に、梶龍介労働安全衛生活動推進委員会事務局次長が「ストレスチェック制度は当局側が悪意をもって利用する可能性もあるが、労働者・当局双方にとってプラスになるという二面性がある。学習会で得た知識や共有した情報を職場でいかしていきましょう」とまとめました。

(自治労連 梶 龍介)

各地・各団体のとりくみ

大阪

労働組合がイニシアチブをとる 第23回労働安全衛生基礎講座

5月21日、28日大阪労働健康安全センター主催の第23回労働安全衛生基礎講座が開講され、2日間でのべ12単産2団体から81人が受講しました。

第1日目は、労働組合が労安活動に取り組む意義やリスクマネジメントの基礎知識を身に付けられる講座、第2日目は職場で増加傾向にあるパワハラやメンタル問題とストレスチェック制度について学べる講座を準備。両日とも、講師を囲んで交流できる時間をとり参加型の講座にしています。

初日の第1講座は、『安全で健康に働き続けられる職場作りのためにどんな活動ができるか!』というタイトルで、伊藤輝義氏(化学一般京滋福地本顧問)が、単産での取り組みを紹介、次世代に伝えたいという熱意が伝わってくる内容でした(写真)。第2講座は、天理大学教授の近藤雄二氏が、『健康リスクのマネジメント～健康調査と人間工学的チェックリストの活用法～』と題して、様々な労働現場の写真を示しながら、職場改善をどのように進めていくのかを具体的に説明しました。

2日目の第1講座は、『パワハラ事例から学ぶ、職場におけるメンタルヘルス不調の予防・対策・支

援』と題して、立野嘉英弁護士が、具体的なパワハラ事例を紹介しながら、労働組合として被災者を孤立させず事後対応をきちんとすることが、その人のメンタルに重大な影響を与えると強調しました。第2講座

は、産業カウンセラーの福田茂子さんが、『ストレスチェック制度を職場改善にいかす』という内容で、ストレスチェックの集団分析を紹介しながら、グループワークも取り入れ、労働組合がイニシアチブをとりこの制度をツールとして活用し衛生委員会の活性化をはかっていくことが大事だと強調しました。

参加者からは、「タイムリーで要求に見合った講座内容だった」「労働組合の重要性がわかった」「いろいろな職場の様子が聞けて良かった」などの感想が寄せられ、参加者数が増えてきていることを力に、講座をいっそう充実させていきたいと考えています。(大阪センター 鈴木まさよ)



東京

活発化こそ閉塞状態打破のポイント 第3回労働安全衛生学校

東京センターは6月4日、41人の参加で第3回労働安全衛生学校を開催しました。職場での安全衛生の活動家・担い手養成を目的とした「学校」は今年で3回目でした。「学校長」の天笠崇理事長が開校の意義を踏まえた挨拶。講義は次の3本です。

第1講義は『労働者の自主的安全衛生活動の進め方～ストレスチェックも活用し職場改善～』講師は服部真産業医(労働衛生コンサルタント)。第2講義は『労働組合にとって労働安全衛生活動は最優先課題』講師は野崎益元元化学一般労働組合連合副委員長。第3講義は『労働安全衛生法を職場でどう生かすか』講師は鈴木淳氏(高崎労働基準監督署安全衛生課長)でした。

講義内容は職場で直面している過重労働の蔓延、メンタルヘルス不調の多発、雇用・失業の不安の中で、安全衛生活動の活発化こそ閉塞状態打破のポイントであることが共通して語られました。

講義の終了後は2グループに分かれての分散会



(写真)。産業分野の異なる参加者が講義の感想、職場での安全衛生活動で抱えている問題点を出し合いながら約1時間半にわたって交流しました。

東京センターとしては継続して「学校」に取り組んでいきますが、参加者が減少傾向にあること、3年間同じテーマで講義をしてきたこと、などを含めてより参加者の要求にマッチし、充実した「学校」開催に向けて努力していきたいと考えています。

(東京センター 色部 祐)

山口

「いの健」活動の強化・前進めざす
第19回定期総会

5月22日、山口市で第19回定期総会を開催しました。1年間の活動の成果と教訓を明らかにし、あらゆる職場で労働安全衛生活動を強めること、県センターの強化・拡大と職場の体制づくりなど、「いの健」活動の強化・前進めざす運動、取りくみを強化することを確認しました。参加者は31人。



「いのちと心身の健康を守る労働組合の労働安全衛生活動」と題して講演した「いの健」全国センター理事の佐々木昭三さんは、労働安全衛生法の目的とは「事業者の義務と労働者の権利」であるとし、労働者のいのちと健康を守ることは労働組合の原点で、決定的役割を持つと強調。また、三菱重工下関造船じん肺・アスベスト訴訟勝利判決について三菱下関造船分会・藤永礼三さん、明石被服パワハラ訴訟についてローカルユニオン宇部・白濱清志委員長、教職員の長時間・過重勤務について県教組・冨永健一委員長が報告しました。また、参議院選挙にむけて特別決議を採択。こうけつ厚さんの必勝めざして総力をあげることを確認しました。

「いのちと心身の健康を守る労働組合の労働安全衛生活動」と題して講演した「いの健」全国センター理事の佐々木昭三さんは、労働安全衛生法の目的とは「事業者の義務と労働者の権利」であるとし、労働者のいのちと健康を守ることは労働組合の原点で、決定的役割を持つと強調。また、三菱重工下関造船じん肺・アスベスト訴訟勝利判決について三菱下関造船分会・藤永礼三さん、明石被服パワハラ訴訟についてローカルユニオン宇部・白濱清志委員長、教職員の長時間・過重勤務について県教組・冨永健一委員長が報告しました。また、参議院選挙にむけて特別決議を採択。こうけつ厚さんの必勝めざして総力をあげることを確認しました。

(山口センター 高根孝昭)

宮城

ブラック企業から、若者を守るために
宮城センター総会・学習会

第16回総会を5月25日開催。総会に先立ち、労働相談でも多くなっている“ブラック企業”で働く若者たちの健康問題をテーマに、ブラック企業の被害にあって苦しむ若者たちの救済のために「ブラッ



ク企業被害対策弁護団」で活動している弁護士の高橋芳代子さんを講師に迎えて学習しました(写真)。

ブラック企業で健康被害が多い原因は、長時間労働、パワハラ・セクハラなどの劣悪な労働環境にあります。ブラック企業で健康被害が後を絶たないのは、大量採用、大量離職により若者を使い捨てて成長している企業で、多くの労働者は泣き寝入りしている場合が多いので、使い捨ててもコストがかからないからです。

若者がブラック企業の被害に遭わないようにするために、ブラック企業対策プロジェクトで「ブラック企業の見分け方」「ブラックバイトの対処法」などのPDF冊子をネットで無料配布し、高校のワークルール学習に活用されています。

学習会の後、第16回総会を開催。過労自殺事案で労災認定を勝ち取ったことや取り組んでいる労災(公災)事案認定を勝ち取るために引き続き取り組むことを確認しました。(宮城センター 芳賀 直)

神奈川

過労死もない21世紀をめざして
第18回総会

5月28日、「いの健」神奈川センターの総会が開催されました。



第1部は、

「過労死弁護団の活動

争議団から訴え

と神奈川センターへの期待」と題して、神奈川過労死弁護団事務局長の佐藤正知弁護士の講演、第2部は総会、第3部は労災・職業病・解雇者を励ます交流のつどいが行われました。

佐藤弁護士は、「神奈川センターへの期待として」働くもののいのちと健康・人権が守られ、人間として尊重され、安心して働ける職場と地域、過労死もない21世紀をめざそうと呼びかけ、労働法制規制緩和反対、相談活動、個別事件の支援活動、立場を超えた過労疾患撲滅の運動、過労死等防止神奈川センターの立ち上げと運営への関与を強調しました。

41人が参加した総会は、経過・運動方針、決算・予算等を拍手で承認・可決しました。事務局長は10年間務めた菊谷節夫氏から蓮池幸雄氏に交代しました。

交流のつどいには、JAL・日産・いすゞ・シックスクール争議・青年事故死裁判を支援する会等、32人が参加しました。(神奈川センター 蓮池幸雄)

死亡災害・重大災害の撲滅へさらに対策強化を

2015年労働災害発生状況

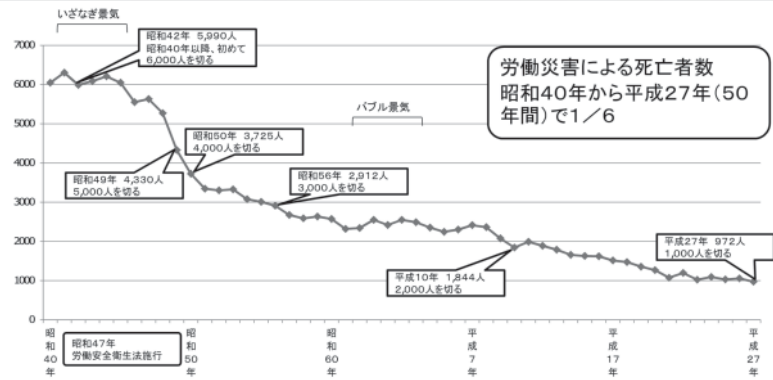
厚生労働省は5月17日、2015年の労働災害発生状況を公表しました。

2015年は、死亡災害、死傷災害、重大災害の発生件数が、いずれも前年を下回りました。特に、死亡災害の発生件数は、統計を取り始めて以来、初めて1000人を下回りました。これは、労働災害防止に向けた継続的な取り組みが実を結んだものと考えますが、依然として972人ももの尊い命が失われています。さらに死亡災害の撲滅の向け、対策に取り組むことが必要です。

死亡、死傷、重大災害の発生数が 下回る

1. 労働災害による死亡者数は972人、昨年の1057人に比べ8.0%減となりました。死亡者数が多い業種は、建設業327人(前年比13.3%減)、製造業160人(同11.1%減)、陸上貨物運送事業125人(同5.3%減)となっています。
2. 労働災害による死傷者数(死亡・休業4日以上)は116,311人で昨年の119,535人に比べ3224人(前年比2.7%減)。死傷者が多い業種は、製造業26391人(同3.9%減)、商業17150人(同2.0%)建設業15584人(9.3%)、陸上貨物運送業13885人(同2.3%減)となっています。
3. 一度に3人以上が被災する重大災害は278件で昨年の294件に比べ14件(4.8%)の減少でした。

50年間の労働災害による死亡者数の推移



産業界等の労働災害防止に向けた継続的な取組→死亡災害の長期的・着実な減少

- 労働安全衛生法施行後の4年間で激減
- 昭和51年以降、年平均60人程度の減少
- 「バブル景気」等の顕著な景気拡大期でもほとんど増加していない
- 50年間で、3年連続増加したことはなく、2年連続増加したことは3回だけ

4. 事故の型別による死亡災害・死傷災害発生状況では死亡災害は高所からの「墜落・転落」による災害が248人(前年比5.7%減)「交通事故(道路)」が189人(同18.5%減)機械などによる「はさまれ・巻きこまれ」が128人(同15.2%減)。死傷災害では、つまずきなどによる「転落」が25949人(同3.8%減)、高所からの「墜落・転落」が19906人(同3.1%減)、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が14513人(同4.8%減)でした。重大災害の「交通事故」が132人(同10.2%減)一酸化炭素中毒や化学物質による薬傷などの「中毒・薬傷」が54件(同8.0%増)、火災などによる「火災・高熱物」が15件(同7.1%増)でした。(編集部)

シリーズ 相談室だより (106)

移送費不支給の相談

平成28年2月16日付けで南アルプス市にある「〇〇整形外科の移送費は不支給」との決定通知を受けました。移送費については、これまで山梨県の業務上の事件で不支給となったことは、まったくありませんでした。

しかし、この移送費は昭和37年9月に基発951号で同一市町村内ときめられ、昭和48年2月の基発第48号で隣接する市町村までに改正され、平成20年に③同一市町村及び隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄り

の医療機関へ通院したとき、となって、2つの市町村内にない時は、3つ目の市町村まで該当し、これに該当すれば支給対償となっています。

現在、審査請求をしています。通院は被災者本人の「聴取書」のとおり「自宅から平和通りを通り、環状線に入り、環状線を最後まで通行し、甲西バイパス(甲斐市)を突っ切って、国道52号線で小笠原方面に向かい〇〇整形外科に受診」しています。これは、甲府市、甲斐市、南アルプス市に該当し、基発の③に該当します。不支給になる理由がありません。については、いままでどおり移送費を支払うよう、公正な審理を請求しています。

(山梨県センター 保坂忠史)

パワハラは職場が抱えている構造的な問題

非正規で働く仲間の全国交流集会 「パワー・ハラスメント」分科会

全労連非正規センターや道労連などの主催で、6月4日、5日に「第24回パート・派遣など非正規で働くなかまの全国交流集会 in 北海道」が開催され、2日間でのべ900人を超える参加者で交流しました。2日目に行われた「非正規労働者とパワー・ハラスメントを考える」分科会について報告します。「パワハラ」分科会は、すべての分科会の中でも参加人数が多い40人が参加。問題への関心の高さがうかがえました。

「どの会社でも起こりうる」パワハラ

分科会は、島田渡弁護士の講演「パワー・ハラスメントを考える」からスタート(写真)。厚生労働省の調査による個別労働紛争相談件数で、10年前は「解雇」が最多だったのが、今では「いじめ・嫌がらせ」が1番多く、しかも、増加傾向であることが報告され、厚労省の「職場のいじめ・いやがらせに関する円卓会議」によるパワハラの定義が紹介されました。

島田弁護士が実際に相談を受けた事例から、パワハラはかつては、一部の特異な個性を持った上司(従業員)により、引き起こされることが多かったが、今は、①恒常的な業務過重状態、②従業員相互間のあつれき、③職場での助け合いが困難な状況、それによる「不機嫌な職場」が増えている。パワハラは「どの会社」の「どの職場」にでも起こりうることになりつつある。パワハラは職場が抱えている構造的な問題を覆い隠す機能を果たしている。余裕のない職場では、スケープゴートの「発見」と「攻撃」がくり返され、パワハラの無限連鎖が起きている。身分が不安定な非正規労働者がパワハラのターゲットになりやすいことと話されました。参加者は大きく頷いていました。

最近では意識的に行われることも多く、正規労働者を対象とした「辞めさせるためのパワハラ」、非正規労働者を対象とした「辞めさせないためのパワハラ」など、雇用調整のためのパワハラが行われていると、最近の傾向も報告されました。

「可視化」と「公然化」が重要

最後に、パワハラ被害への対処法が話されました。パワハラ事案の解決には、パワハラが職場に存在することを認めさせる「可視化」、パワハラを職場の構造的・環境的問題であることを認めさせる「公然



化」が重要であり、労働組合の役割が求められているとまとめられました。

労働組合の存在が解決の糸口に

後半は、事例の報告です。

経営者からの執拗な誘い(セクハラ)を断ったことをきっかけにはじまったパワハラがマタハラに続いていった報告。家族経営の会社で、いじめ・いやがらせ・仕事の取り上げ、処分の乱発にたたかってきた報告。同僚からの激しい叱責や個人攻撃などがくり返されメンタル不全を患った報告。職場環境の改善を求める労働組合を嫌ったパワハラ・解雇の報告。パワハラを受けている人たちの報告は、聞いている側も辛くなるひどい実態でした。心の奥底から怒りがわくとともに涙が止まりませんでした。

最後に、生協労連から、「固まってしまうほどの恐怖を感じた」というパワハラの実例をきっかけに、パワー・ハラスメント防止のガイドライン作成など、職場からパワハラを一掃するとりくみが報告されました。

参加者の感想からも、「島田弁護士のお話はとてもわかりやすく、パワー・ハラスメントの現状がよくわかりました。持ち帰り報告したい」「パワハラ受けて闘ってこられた方々の報告は、あまりにもひどい内容に驚くばかり。勇気と行動の大切さを学びました」、「労組や弁護士と相談して個人の問題としないこと、みえる化していくことが改めて大切だった」「先生の、組合の存在が解決方法の糸口になるとの言葉は、力強いメッセージでした」など、学んだことを職場のみんなに返していき、職場からとりくみをつくっていく決意が語られました。

(全労連・仲野 智)